



放課後児童クラブの待機  
児童の解消等に向けた学  
校施設の活用等について

# 放課後児童クラブ(学童保育)について

## 放課後児童クラブ

放課後児童クラブ(学童保育)は、放課後や長期休暇期間等に、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象とし、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図るもの。

本市の放課後児童クラブは、基本的に小学校区単位で運営を行っているが、近年の住宅開発等に伴う人口増に加え、核家族化の加速と共働き世帯の増加に伴い、保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学校児童は増加傾向にある。

### 対 象

小学校1年生から6年生までの児童（保護者が仕事等により昼間家庭にいない者）

### 開所時間

平日・・・放課後から午後7時まで　土曜日等・・・午前8時から午後7時まで

## 合志市の放課後児童クラブ

合志市の放課後児童クラブは、クラブ運営を業務委託し、公設の施設にて運営を行っている。

### 【運営事業者】

一般社団法人　　3社、株式会社　　1社、  
社会福祉法人　　2社

※合志小学校は、校区内の保育園の自主事業にて学童保育を実施していたが、利用児童数増に伴い、令和8年度より公設の放課後児童クラブの運営を開始予定。

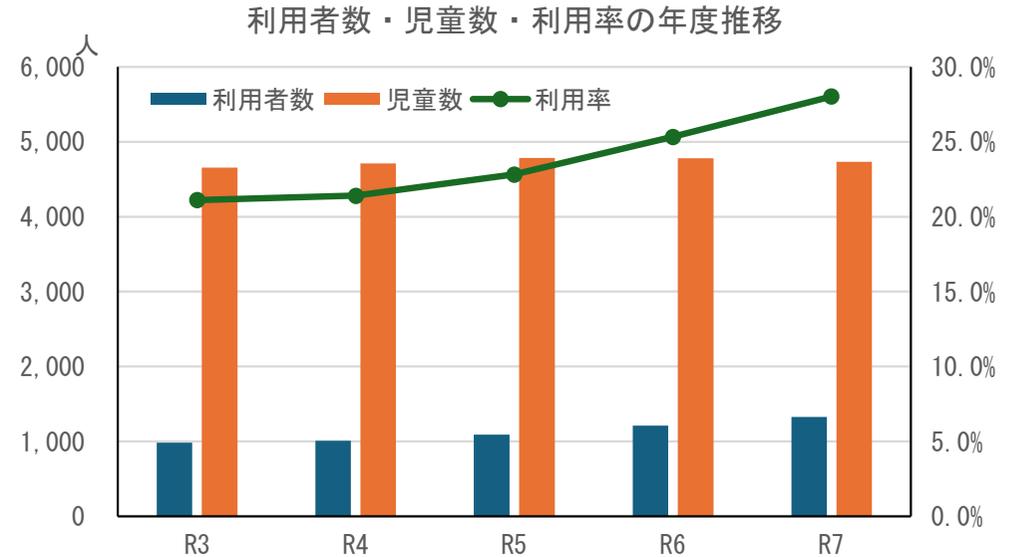
小学校	場 所
合志南小学校	学校敷地内専用施設 2室　学校建物内専用室 2室
南ヶ丘小学校	学校敷地内専用施設 4室
西合志第一小学校	公有地専用施設 1室
西合志南小学校	学校敷地内専用施設 3室　学校建物内専用室 2室
西合志中央小学校	学校敷地内専用施設 2室　公有地専用施設 3室
西合志東小学校	学校敷地内専用施設 6室
合志楓の森小学校	学校隣接地専用施設 5室
キッズクラブ（西南、西中央、西東）	社協施設専用室 1室
合志小学校（R8運営開始）	学校隣接地専用施設 2室

# 放課後児童クラブの利用状況

## 放課後児童クラブ利用状況

年 度	利用者数	全児童数	利用率
R3	983	4656	21.1%
R4	1008	4710	21.4%
R5	1092	4785	22.8%
R6	1211	4781	25.3%
R7	1326	4732	28.0%

※利用者数はクラブの利用登録をしている児童数  
 ※全児童数は合志小を除く市内小学校に就学する児童数



過去5年の放課後児童クラブ利用状況では、市内小学校に就学する児童数の大きな増減はなく、ほぼ横ばいとなっているが、放課後児童クラブを利用する児童は増加傾向にあり、利用率は年々増加している。

既存施設での受け入れでは限界があるため、待機児童の発生を防ぎ、児童が安心して生活できる居場所の確保を目的に、放課後児童クラブの整備を実施してきた。

### 【直近の施設整備】

	(工事請負費)
・R2年度 合志楓の森小学校放課後児童クラブ	191,330千円
・R5年度 南ヶ丘小学校放課後児童クラブ	153,450千円
西合志南小学校放課後児童クラブ	110,357千円
・R7年度 合志小学校放課後児童クラブ	189,860千円

### 参考\_市内小学生の推計 ※R7. 4. 1時点市内在住児童数参照



合志市全体でみると、令和8年度以降の小学校に就学する児童数は、転入等の社会増により変動があると思われるものの、減少していくと見込まれる。

しかし、各小学校区ごとに、宅地開発の状況等が異なり、社会増の影響には差がある。

校区ごとに異なる対応が必要

# 放課後児童クラブの学校施設の活用について

利用児童数が増加するたびに新規施設の整備を行うとなると、多大な費用がかかり、国補助金等の支援を活用したとしても、市の財政に大きな負担が生じてしまう。

## 学校施設の活用

全国的にも上記のような状況がみられることから、国(こども家庭庁・文部科学省)より令和5年8月31日付で「放課後児童クラブの待機児童の解消等のに向けた学校施設の活用等について(通知)」が発出されていることをふまえ、市長部局として可能な限り「学校施設等の有効活用」を図っていきたい。

### メリット

- ・ 児童のクラブへの移動負担軽減
- ・ 市財政負担の軽減

### デメリット

- ・ 施設管理運営上の責任の所在が複雑化
- ・ 利用する教室によっては改修が必要

## 新たなクラブ室の整備が必要となる場合

### ①はじめに学校施設の活用を検討

該当の学校施設関係者及び教育委員会との協議の上、各学校の特色に合わせ、管理運営上の責任の所在を明確化し、積極的に学校施設の活用を図る。

#### 【活用事例】

- ・ 施設改修を伴う恒久的な借用  
放課後児童クラブでの利用に付した施設へ改修し、施設管理を分離する。
- ・ 学校施設の一時利用(タイムシェア)  
運営に係る協定書等の作成を行い、放課後の時間帯の特別教室等を一時利用する。

### ②新設整備等の検討

学校施設の活用が不可能である場合は、新設整備やプレハブのリース等の活用を行っていく。